農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

白 井 市

## 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
基本構想の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4
《第1》農業経営基盤の強化の促進に関する目標・・・・・・・・・・P5
1 農業の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
2 農業構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
3 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標及び新たに農業経営を
営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・・・・・・P5
4 白井市における地域農業の推進内容・・・・・・・・・・P7
《第2》農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の
態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営
の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P9
個別経営体(営農経営の指標の例)・・・・・・・・・P10~P17
《第2の2》農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の
態様に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年
等が目標とすべき農業経営の指標・・・・・・・・・・・・・・・P1
個別経営体(営農経営の指標の例)・・・・・・・・ P19~P2
《第3》第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び
育成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P27
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方・・・・・・・・・・P2'
2 市町村が主体的に行う取組・・・・・・・・・・・・・・P2'
3 関係機関の連携・役割分担の考え方・・・・・・・・・・・P28
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための
情報収集・相互提供・・・・・・・・・・・・・・・・・P29
《第4》効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する
目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項・・・・・ P29
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用
の集積に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・P29
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 ・・・・・・ P30
《第5》農業経営基盤強化促進事業に関する事項・・・・・・・・・・P30
1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域
計画の区域の基準その他第4条第3項第1項に掲げる事業に関する事項
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(1)第18条第1項の協議の場の設置の方法・・・・・・・・・P3
(2)第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準・・・・・・・・P35
(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項・・・・・・・P3
2 利用権設定等促進事業に関する事項・・・・・・・・・・・P35
(1)利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件・・・・・・・・・P3
(2)利用権の設定等の内容・・・・・・・・・・・・・・P <sup>2</sup>
(2)利用権の設定等の内容・・・・・・・・・・・・・ P3 (3)開発を伴う場合の措置・・・・・・・・・・・・・ P3
(4) 農田地利田集積計画の第定時期・・・・・・・・・・・・・・・P <sup>3</sup>
(5) 英結及が由出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4)農用地利用集積計画の策定時期・・・・・・・・・・・・ P3 (5)要請及び申出・・・・・・・・・・・・・・・・ P3 (6)農用地利用集積計画の作成・・・・・・・・・・・・・ P3
(7) 豊田地利田生籍計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(7)農用地利用集積計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(0) // 四心 (0) //
(10) 公告の効果・・・・・・・・・・・・・・・ D2

(11)利	」用権の設定	三等を受	けた者	すの]	責務	•		•	• •	•		•	•		•	•	•	•	•	• P37
(12)紛	争の処理・			•		•		•		•		•	•		•	•	•	•	•	• P37
(13)農	是用地利用集	<b>養計画</b>	の取消	当し	等•	•		•				•	•		•	•	•	•	•	• P37
	用地利用改															,				
	域の基準で																•	• (		• P38
	用地利用改															•	•	•	•	• P38
	域の基準・			• •				•												• P39
` ' '	·····································		の内容	ឪ •																• P39
	·用地利用規																•	•		• P39
	k用地利用規					•		•				•					•	•		• P39
	定農業法人					定)	カス	農園	日 <del> </del>	1手[]	日相	完	Ø∄	双氘	₹ •					• P40
	· C. C. R. C.																			• P41
	t用地利用改		., -																	• P4]
	に 開始 は 業協同組合																			141
/· ·	: 乗励的組合 : 受けて行う									. –			. —	_						• P41
	支げて行う   作業の受委			匹マンケ	<b>促</b> 進	( <u> </u>	判り	<b>⊘</b> =	尹 怎	•							•	•	•	
. , ,, ,	新春の交易 大業協同組合			± 00 i	· · 坕 <del>禾</del>	• =1.7	っ った									•	•	•	•	<ul><li>P42</li><li>P42</li></ul>
																	•	•	•	• P42
	と業経営の改	• • • • •			<b>少安</b>	/L):	<b>長</b> 未	-							KV)	,				D40
	進に関する				<del></del> - 기난	•	• •			• •					•	•	•	•	•	• P42
	の他農業経																•	•	•	• P43
(1)農	と業経営基盤 とませ	をの強化	ど促進	主す ・	るに	Ø) (	(単	安7	よて	(/)	何(/)	) ) (判	建加	也才	₹ 2					D.44
(7)	連携・・・ 進体制等・ の他・・・	• • •	• • •	•	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• P43
(2)推	進体制等・	• • •	• • •	•	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• P43
															•	•	•	•	•	• P43
	たに農業額																			• P44
	新たに農業																			• P44
	新たに農業				^る 非	手年	等(	の定	着	て向	]け;	た耳	又組	. •	•	•	•	•	•	
(3) 厚	関係機関等	の役割分	が担・	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	• P45
《第6》	その他・・	• • •	• • •	•	• •	•	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	P45
附則・・	• • • • •	• • •	• • •	•	• •	•	• •	• •	•	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	• P45
					万	;[]	ž	紙												
別紙1(	(第5の2の	)(2)関	係) •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	• P1
I 農用	地(開発し	て農用:	地とす	トる。	こと	がぇ	商当	なこ	上地	1を1	含む	? <sub>0</sub>	) ?	L l	て	•				
利要	[するための	)利用権	(農業		の利	用	を目	的。	ヒす	~る!	賃借	権	又心	は使	き用.					
貸借	による権利	川に限る。	) 0	)設)	定又	はね	多転	を	受け	る	易合	•	•		•	•	•	•	•	• P1
Ⅱ 混牧	(林地又は農	農業用施	設用均	也 ()	開発	し	て農	業月	月施	設力	用地	1と	する	52	<u> </u>					
が適	当な土地を	合む。	) とし	ノてラ	利用	す	るた	.めま	刊用	権	(農	業	上	ク末	川用					
を目	的とする賃	賃借権又	は使用	月貸付	借に	よ	る権	利(	こ限	る。	)	$\mathcal{O}$	設定	ĖΣ	ては					
移転	を受ける場	景合・・		•		•		•	• •	•		•	•		•	•	•	•	•	• P2
Ⅲ農業	の経営の委	を託を受	けるこ	- とし	によ	ŋ J	取得	はさ	ιる	使儿	<b></b>	び	収記	益を	-					
目的	」とする権利	川の設定	を受け	ける	場合	•		•		•		•	•		•	•	•	•	•	• P2
	権の移転を							•							•	•	•	•	•	• P3

#### はじめに

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号。以下「法」という。)では、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することとしている。

これを受け、白井市における地域農業のあり方を示すため、農業経営基盤 の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を定める ものとする。

#### 基本構想の位置付け

① 関連計画

本構想は、白井市における農業者の経営改善の目標の明確化を図るため、千葉県が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び白井市総合計画に即して、目標設定の基本となる考え方、営農モデル等を地域の実情を踏まえて策定するものである。

② 構想の内容

本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定を受け以下の事項を 定めるものとする。

- (1)農業経営基盤の強化の促進に関する目標
- (2)農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
- (3)農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
- (4) (2) 及び(3) に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項
- (5) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
- (6) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

#### 《第1》 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

#### 1 農業の現状

白井市は都心から約30km圏内に位置し、標高は20~30メートルで、ほとんどが平坦な地形である。年間平均気温は、15.9度と温暖な気候のもと、土地資源に恵まれ、水稲、野菜、果樹等の農産物がバランスよく生産されており、都市近郊農業の形態を保持し首都圏の食料供給地として発展している。

#### 2 農業構造

農業生産を担う農業構造を見ると、白井市の個人農業経営体数は全体で362経営体であり、内訳は主業153経営体、準主業61経営体、副業148経営体(2020年農林業センサスより)となっている。

しかしながら、農業就業人口の減少と高齢化の進展が著しく、併せて 後継者不足が深刻な状況にある。今後さらに都市化の進展等による若年 層の農業離れにより兼業化が予測され、今後の土地利用の調整、方向付 けが必要となっている。

また、水稲、野菜、果樹等の農産物がバランスよく生産されているが、農業就業人口の減少と高齢化に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

#### 3 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標及び新たに農業 経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

白井市は、このような農業構造の現状に即して、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展と目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

また、青年等に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

過去5年間(平成30年~令和4年)の新規就農者は13名であり、 うち6名が梨の生産者として就農している。従来からの基幹作物である 梨の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来(10年後 の目標は10名)にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確 保していく必要がある。

具体的な経営の指標は、千葉県が策定した農業経営基盤の強化の促進 に関する基本方針及び白井市において現に成立している優良な経営事 例を踏まえ、一経営体当たりの具体的な育成目標を下表のとおりとした。

#### 効率的かつ安定的な農業経営体

☆ 年間農業所得……520万円程度

☆ 年間労働時間………1,800時間~2,000時間程度

(主たる従事者一人当たり)

## 新たに農業経営を営もうとする青年等

★ 年間農業所得……270万円程度

★ 年間労働時間………1,800時間~2,000時間程度

(主たる従事者一人当たり)

とし、さらに定期休暇・臨時休暇を取得できる経営を育成 目標とする。

#### 4 白井市における地域農業の推進内容

白井市は、将来の白井市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

ア 白井市は、農業協同組合、農業委員会及び農業事務所等とともに 十分連携を図り農業関係団体に対し濃密な指導を行い、地域におけ る農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため地域の話 合いを促進する。

また、集落、地域での話し合いに基づく「地域計画」の策定を推進するとともに、その実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、経営体の体質強化を図る。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

- イ 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけるとともに、農地中間管理事業を活用して、遊休農地の解消を図りつつ利用権設定等を進める。
- ウ 農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、 農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農 業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営 展開を助長するため、農業事務所の指導の下に、作型、品種の改善 による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- エ 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- オ 女性農業者については、家族経営協定の締結による農業経営改善計画の共同申請の推進等、積極的な農業経営への参画を促進する。
- カ 効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい 農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提

供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について理解と協力を求めていくこととする。

- キ 法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれら法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、白井市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- ク 白井市は認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合の研修会の開催等を農業事務所の協力を受けつつ行う。

# 《第2》 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に白井市及 び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、農業関係機関で協議・ 策定した白井市における主要な営農類型についてこれを示すと次頁以下の とおりである。

#### [個別経営体] (営農経営の指標の例)

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果作 (5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	日《積露 (・家雇主事)	所得 573万円 労働時間 3,000時間	《ト( $1.6$ mm $1.6$	・パート導入による経営管理・女性の栽培技術・経営能力向上・パソコン活用による経営管理	・家族経営協定 の締結 ・休日制の導入 ・月給制の導入

#### 【算定根拠】

1. 品目	幸水(市場)	豊水 (市場)	あきづき (市場)	幸水 (直売)	豊水(直売)あきづき	(直売)
2. 規模 (a)	25	15	10	25	15	10
3. 生産量 (kg)	4,500	3, 450	2, 300	4,500	3, 300	2,200
4. 単価 (円/kg)	540	490	500	700	650	650
5. 所得率(%)	45	45	45	50	50	50

6. 単位規模当たり

- 労働時間 (h/10a) 300 7. 総労働時間 (h) 3,000 8. 雇用者の労働時間 (h) 400
- 9. 1時間当たりの賃金(円) 984

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露地菜	(経 ) (経 ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	所得 515万円 労働時間 3,387時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高度な栽培技術収・周に、は、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角では、一角	<ul><li>・家族経営協定 の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	タ゛イコン	(秋冬) サトイモ	ニンジン(秋冬)	コ゛ホ゛ウ
2.	規模(a)	70	60	50	70
3.	生産量 (kg)	42,000	13, 200	20,000	14,000
4.	単価(円/kg)	75	290	120	250
5.	所得率(%)	36	40	45	40
6.	単位規模当たり				
	労働時間(h/10a)	121	150	146	130
7.	総労働時間(h)	847	900	730	910

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露野菜	(経営加 120a (デンスの) (経営加 120a (デンスの) (デンスの) (ボール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所得 527万円 労働時間 4,997時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高度な高高施 ・加利時間の ・高度な高施 ・加利時間の ・カルが用 ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン ・パン	<ul><li>・家族経営協定 の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	ネギ (秋冬)	サトイモ	ホウレン草(秋冬)
2.	規模(a)	90	10	45
3.	生産量 (kg)	31,500	2, 200	5, 400
4.	単価(円/kg)	300	290	415
5.	所得率(%)	42	40	47
6.	単位規模当たり			
	労働時間(h/10a)	436	150	205
7.	総労働時間 (h)	3,924	150	922.5

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻	(積) 水 ( 3 を 1 を 2 を 2 を 1 を 2 を 3 を 3 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4	所得 556万円 労働時間 2,780時間	《『できれる では、 『できれる では、 「できれる。」では、 「できれる。 「できれる	<ul> <li>・高利益販売を基準として販売先の見極め</li> <li>・パソコン活用による経営管理</li> </ul>	・家族経営協定 の締結 ・休日制の導入 ・月給制の導入

1. 品目 水稲

- ・ <sub>四日</sub> 2 . 規模 (a) 3 . <del>ルゴ</del> 2,000 3. 生産量 (kg) 102,000

4. 単価 (円/kg) 218

5. 所得率(%) 25

6. 単位規模当たり

労働時間(h/10a) 13.9

7. 総労働時間(h) 2,780

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露野+水	(経) 畑和3.2ha ・家主事 ・家主者1	所得 527万円 労働時間 3,339時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高度な栽培技術によるかん施用・臨時売の実活用の連邦を連邦を連邦を連邦を通り、 の は の は の は の は の は の は の は の は の は の	<ul><li>・家族経営協定の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	ダイコン(秋冬)	サトイモ	ニンジン (秋冬)	水稲
2.	規模(a)	80	70	60	320
3.	生産量(kg)	48,000	15, 400	24,000	16, 320
4.	単価(円/kg)	75	290	120	218
5.	所得率(%)	36	40	45	25
6.	単位規模当たり				
	労働時間 (h/10a)	121	150	146	13.9
7.	総労働時間(h)	968	1,050	876	444.8

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施野(トキリ設菜ト・コ)	(程) ハ (対) ・ (家主事者) ・ (本名)	所得 524万円 労働時間 3,867時間	《資本装備》 ・低ででは、 ・復野に、 ・ででは、 ・ででは、 ・ででできるできるできるできるできます。 ・でできるできます。 ・でできるできます。 ・でできるできます。 ・でできるできます。 ・でできるできます。 ・でできるできます。 ・でできます。 ・でできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできます。 ・ででできるできるできます。 ・ででできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるでき	・パソコン活用による経営管理・定期の裁判の表別では、多年期のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、多年のでは、1912年	<ul><li>・家族経営協定 の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	トマト(半促成)	キュウリ(抑制	制)
2.	規模(a)	32	32	
3.	生産量 (kg)	38, 400	24,000	
4.	単価(円/kg)	280	300	
5.	所得率(%)	28	31	
6.	単位規模当たり			
	労働時間 (h/10a)	558	659	
7.	総労働時間 (h)	1758. 6	2108.8	

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養所置営業)	繁殖 80頭 難 り 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	所得 542万円	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>・パソコン活用による経営管理</li><li>・補助者(雇用)の確保</li></ul>	<ul><li>・家族経営協定 の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1. 品目	繁殖雌豚	繁殖雄豚	
2. 規模(頭)	80	8	1,552頭(子)
3. 生產量(kg)			110,968※製品率110kg/1頭×65%
4. 単価(円/kg)			488
5. 所得率(%)			10
6. 単位規模当たり			
労働時間( h /繁	終殖雌豚1頭当り)		40
7. 総労働時間(h)			3, 200

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農	乳経30 (学家主事) ( ・ ( 従名 )	所得 599万円 労働時間 4,200時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ の託 地用群成堆供カ用パよ 制力 は で の まま) で で で で で で で で で で で で で で で で で で	<ul> <li>・家族結</li> <li>・休日制の導入</li> <li>・月紀ルパ</li> <li>・利活用</li> </ul>

1. 品目 乳牛
2. 規模(頭・ha) 30
3. 生産量(kg) 270,000
4. 単価(円/kg) 111
5. 所得率(%) 20
6. 単位規模当たり 労働時間(1頭当り・h/10 a 当り) 140
7. 総労働時間(h) 4,200

《第2の2》 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営も うとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農 業経営の指標として、現に白井市及び周辺市町村で展開している優良事例を 踏まえつつ、農業関係機関で協議・策定した白井市における主要な営農類型 についてこれを示すと次頁以下のとおりである。

#### [個別経営体] (営農経営の指標の例)

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果作(場荷直・場) まで おり まん まん おり まん おり はん おり おり はん おり	日 《 積 露 が	所得 287万円 労働時間 2,250 時間	《 P S (1.6 m w f w f w f w f w f w f w f w f w f w	・パート学の表別の表別であると、おる性のでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	・家族経営協定 の締結 ・休日制の導入 ・月給制の導入

#### 【算定根拠】

1. 品目	幸水 (市場)	豊水 (市場)	あきづき(市場)	幸水 (直売)	豊水(直売)あきづき	(直売)
2. 規模 (a)	12. 5	7.5	5	12. 5	7. 5	5
3. 生産量 (kg)	2, 250	1,725	1, 150	2, 250	1,650	1, 100
4. 単価 (円/kg)	540	490	500	700	650	650
5. 所得率(%)	45	45	45	50	50	50
こ 光佳相番がず 20						

6. 単位規模当たり 単位規模当たり 労働時間 (h/10a) 450 総労働時間 (h) 2,250

7. 総労働時間 (h)

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露野菜	(経営 160a ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	所得 283万円 労働時間 2,125 時間	《資本装備》 ・深寺神機・・深神機・・ででパマル・でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、でで、	・高では、	<ul><li>・家族経営協定の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

2.	品目 規模 (a) 生産量 (kg)	タ <sup>*</sup> イコン(秋冬 70 37,800	ち) サトイモ 30 5,940	ニンジン (秋冬) 30 10,800	コ゛ホ゛ウ 30 5, 400
4.	単価(円/kg)	75	290	120	250
5.	所得率(%)	36	40	45	40
6.	単位規模当たり				
	労働時間(h/10a)	121	150	146	130
7.	総労働時間 (h)	847	450	438	390

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露野	(経 積) 畑 60a (労働 2 ・家主 3 ・ま1名)	所得 281万円 労働時間 2,652時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高度な栽培技術による高品質多収 ・畑かん施設の利活用 ・臨時雇用の導入 ・パソコン活用による 経営管理	<ul><li>・家族経営協定 の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	ネギ (秋冬)	サトイモ	ホウレン草(秋冬)
2.	規模(a)	45	5	30
3.	生産量 (kg)	15, 750	1100	3,600
4.	単価(円/kg)	300	290	415
5.	所得率(%)	42	40	47
6.	単位規模当たり			
	労働時間(h/10a)	436	150	205
7.	総労働時間 (h)	1,962	75	615

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻	( 積) 水 10ha ( が の の の の の の の の の の の の の	所得 278万円 労働時間 2,085時間	《資本装備》 ・耕介の上の ・・耕代の日間の ・・財子を ・・村の上の ・・村の上の ・・村の上の ・・村の上の ・・・・・・・・・・・	<ul> <li>・高利益販売を基準として販売先の見極め</li> <li>・パソコン活用による経営管理</li> </ul>	<ul><li>・家族経営協定の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

 1.品目
 水稲

 2.規模(a)
 1,000

 3.生產量(kg)
 51,000

 4.単価(円/kg)
 218

 5.所得率(%)
 25

6. 単位規模当たり

労働時間(h/10a) 20.85

7. 総労働時間(h) 2,085

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
露野+水地菜 稲	(経 積) 畑稲 140a (労家主 ・(事者1名)	所得 259万円 労働時間 1,814 時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・高度な栽培技術による高品質多収 ・畑かん施設の利活用 ・臨時雇用の導入 ・ライスセンター利用 ・直売の実施 ・パソコン活用による 経営管理	・家族経営協定の締結・休日制の導入・月給制の導入

1.	品目	ダイコン	(秋冬) サ	トイモニンシ゛こ	/ (秋冬)	水稲
2.	規模(a)	40		40	30	140
3.	生産量 (kg)	20,000	8, 8	300 12,0	000 7,	140
4.	単価(円/kg)	75	2	290	120	218
5.	所得率(%)	36		40	45	25
6.	単位規模当たり					
	労働時間(h/10a)	121	1	.50	146 20	0.85
7.	総労働時間 (h)	484	6	600	138	292

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施菜(トキリ	(積) ス20a (経) ス20a (学) (学) (学) (学) (事者 1 名 4 )	所得 295万円 労働時間 2,434時間	《資本装備》 ・大複房機 ・大複房機 ・大複房機 ・大複房に ・大変を ・大変を ・大変を ・大変を ・大が、 ・大が、 ・大が、 ・大が、 ・大が、 ・大が、 ・大が、 ・大が、	<ul><li>・パソコン活用による 経営管理</li><li>・定期的研修会</li><li>・高度な栽培技術による高品質、多収</li></ul>	<ul><li>・家族経営協定の締結</li><li>・休日制の導入</li><li>・月給制の導入</li></ul>

1.	品目	トマト (半促成)	キュウリ	(抑制)
2.	規模(a)	20	20	
3.	生産量 (kg)	21,600	13,500	
4.	単価(円/kg)	280	300	
5.	所得率(%)	28	31	
6.	単位規模当たり			
	労働時間(h/10a	558	659	
7.	総労働時間(h)	1, 116	1,318	

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
養貫経(業) 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」 「大学」	繁 4 繁 4 (・(事 が 4 1 第 4 第 5 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	所得 271万円 労働時間 1,600 時間	《・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>・パソコン活用による 経営管理</li><li>・補助者(雇用)の確保</li></ul>	・家族経営協 の総制の導入 ・月給制の導入

1.	品目	繁殖雌豚	繁殖雄豚	
2.	規模 (頭)	40	4	776頭(子)
3.	生産量 (kg)			55,484※製品率110kg/1頭×65%
4.	単価(円/kg)			488
5.	所得率(%)			10
6.	単位規模当たり			
	労働時間(h/繁	₹殖雌豚1頭当り)		40
7.	総労働時間(h)			1,600

営農 類型	規模目標	所得及び 労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農	乳牛 15頭 (労働力) ・(主番 1 名 ) ・(主番 1 名 )	所得 300万円 労働時間 2,100 時間	《 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	・飼料用大型機械の共同利用、委託 ・未利用地(借地)の積極的利用 ・群管理による育成(預託) ・堆肥の経営外提供 ・カウハッ活用による経営管理	・家族経営協定の締結・休日制の導入・月給制の制の利活用

1. 品目乳牛2. 規模 (頭・ha)153. 生産量 (kg)135,0004. 単価 (円/kg)1115. 所得率 (%)206. 単位規模当たり<br/>労働時間 (1頭当り・h/10 a 当り)1407. 総労働時間 (h)2,100

#### 《第3》 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及 び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- ・白井市の特産品である梨などの農畜産物を安定的に生産し、白井市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けたものに対する各種支援制度を活用するとともに、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。
- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協 定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等 に取り組む。
- ・白井市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。
- ・中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。その他、企業からの農業相談への体制を整備し、企業による農業参入の推進を図る。

#### 2 市町村が主体的に行う取組

・白井市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材

- の確保に向けて、農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、 就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業 技術・農業経営に要する知識取得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必 要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを 行う。
- ・就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に 対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要とな るサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・白井市が主体となって、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着までに必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。
- ・新規就農者等が地域内で孤立することがないよう必要な配慮を行うととも に、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議 の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・白井市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

- ・白井市は、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と 緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、 就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。
- ・就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートする。
- ・農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。
- ・農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとに営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与などのサポートを行う。
- ・農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種

の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

・個々の集落(地域計画の作成区域)では、農業を担うものを受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行う。

# 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・白井市は農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。
- ・農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとするものが円滑に移譲を受けられるよう農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

#### 《第4》 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の 集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関す る事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に 関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積 のシェアの目標

予想農用地面積	利用集積の	目標シェア	利用権設
(A)	目標面積 (B)	(B) / (A) $\times 100$	定等面積
8 1 4.5 ha	488.7ha	6 0 %	8 3 ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。)面積のシェアの目標である。
  - 2 目標年次はおおむね10年先とする。
  - 3 利用権設定等面積には農地中間管理機構から借受けた面積も 含む。

#### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

白井市は都市化が進み農用地は減少傾向にある。農業従事者の高齢化により農業後継者のいない農家においては、農地を宅地開発等に手放す場合が多く農地は分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

- (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン 今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、この ままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。その ため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため地 域農業再生協議会の協力を得て、具体的に以下の施策・事業の実施を図 っていく。
  - ア 経営所得安定対策の推進
  - イ 生産流通関係事業
  - ウ 認定農業者・認定就農者育成対策
  - エ 農業経営基盤強化促進事業等農用地の流動化対策
  - オ その他農業支援関係事業
- (3)関係団体等との連携体制

白井市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

#### 《第5》 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白井市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、白井市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえながら、以下

- の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。 白井市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。
  - ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関 する事項
  - ② 利用権設定等促進事業
  - ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
  - ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
  - ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
  - ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
  - ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、白井市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する 地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関 する事項
- (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法
- ① 協議の場の開催時期 幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該 区域における基幹作物である梨の農繁期を除いて設置する。
- ② 開催に係る情報提供の方法 開催に当たっては、白井市広報への掲載やインターネットの利用等に加 え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ③ 参加者

農業者、白井市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

- ④ 協議すべき事項 協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向 が反映されるように調整を行う。
- ⑤ 相談窓口の設置 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うため窓口 を産業振興課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

白井市は地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

#### 2 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
  - ア 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として 利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の (ア) から (エ) までに掲げる要件のすべて (農地所有適格法人にあっては、 (ア) 及 び(エ) に掲げる要件のすべて) を備えること。
    - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とするとが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
    - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
    - (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると 認められること。
    - (エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
    - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者 が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うことができると認められること。

- ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人、農地管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令219号)(以下「政令」という。)第3条で定めるものを除く。)は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - イ 白井市長への確約書の提出や白井市長との協定の締結を行う等 により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する 役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に 常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主(農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く)が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人

に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の 農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

#### (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定(又は移転)される利用権の存続期間(又は残存期間)の基準、借賃の算定基準及び支払(持分及び株式の付与を含む。以下同じ。)の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価(現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。)の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙1のとおりとする。

#### (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 白井市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者(地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。)から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」と言う。)様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 白井市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。 ア 当該開発事業の実施が確実であること。
  - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の 許可の基準に従って許可し得るものであること。
  - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

#### (4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 白井市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 白井市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転) された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の 利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努め るものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定 められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として

定める。

#### (5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、白井市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 白井市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### (6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 白井市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 白井市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は 利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整 が調ったときは、白井市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 白井市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を 定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規 定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)に ついて、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地 及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その 他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並び に利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資 するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれ らを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う 者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防 止するための次に掲げる事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
    - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

#### (8) 同意

白井市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、

地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用 及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得ることで足りるものとする。

#### (9) 公告

白井市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を白井市の掲示板への掲示により公告する。

#### (10) 公告の効果

白井市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

#### (11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

#### (12) 紛争の処理

白井市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

#### (13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 白井市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周 辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確 保に支障が生じているとき。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の 下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する 役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事 していないと認めるとき。
- ② 白井市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
  - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 白井市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を白井市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 白井市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該 農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっ せん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等)の働き かけ等を行う。

#### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

白井市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~数集落)とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するも

のとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化 に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利 用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行 方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する 団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要 件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を白井市に提出し て、農用地利用規程について白井市の認定を受けることができる。
- ② 白井市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、 農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
  - ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
  - オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用 地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込 みが確実であること。
- ③ 白井市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を白井市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
  - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
  - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
  - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等 及び農作業の委託に関する事項
  - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 白井市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
  - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分 について利用の集積をするものであること。
  - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等 又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人 が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の 委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地につい て農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用

の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該 農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者が ある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農 業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事 業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた 特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう 勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 白井市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 白井市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導、助言を求めてきたときは、地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

# 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

白井市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織 的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の 必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業 受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業油卓事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

#### (2) 農業協同組合による農作業の受託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項

白井市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度 化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組 む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅 広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な 法人経営等での実践的研修、農協等の保有農地を利用した実践的研修、担 い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営 を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている 農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導 入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、 関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
  - ① 受入環境の整備

農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に 位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合などと連携しながら、 就農希望者に対し、就農に向けた情報の提供を行う。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
  - ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

白井市が主体となって千葉県立農業大学校や農業事務所、農業委員、 指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して研修や営農指導の時期・ 内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青 年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕 組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域で孤立することのないよう、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために認定農業者・認定就農者説明会及び座談会を開催し、経営の発展に役立つ支援策等のアドバイスを行う。

③ 経営力の向上に向けた支援

農業を担う力強い経営体を育成するため、就農初期、定着後の青年農業者等対象に、段階に応じた啓発、能力向上、組織育成支援、経営改善対策を実施。また、認定農業者、農業法人等、農業事務所、農業協同組合、農業委員等と連携して効率的かつ安定的な農業経営体の育成を支援する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への 誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、農業事務所等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての修得については千葉県立農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、白井市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

#### 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との 連携

白井市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営 基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものと する。

- ア 白井市は、経営構造対策事業等により、梨選果ライン等の農業近代化 施設等の導入及び梨老木樹対策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営 を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- イ 白井市は、農産物直売所の整備を通じ、農産物の販路の拡充を促進し 農業の活性化を図り、認定農業者などの担い手の育成及び確保を推進

し、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

また、農業者の企業化を促進すると共に高齢者等のいきがい農業を推進し安定した労働力の確保により、後継者や配偶者の農業経営に対する意欲の向上等の近代的な農業経営の実現を図るため家族経営協定を推進する。

ウ 白井市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たって は、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する ものとする。

#### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

白井市は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農 用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化 の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第 3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育 成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画 を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画に おいて当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一 体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの 農用地利用の集積を強力に推進する。

#### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、白井市は、このような協力の推進に配慮する。

#### (3) その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 《第6》 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

#### 附則

1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。